

第15回富山県景観審議会議事録（概要）

平成25年2月22日（金）
10：00～11：30
富山県庁4階大会議室

●報告事項

「平成24年度の景観行政の取り組み状況」について報告

【意見・質問等】

（委員）

モデル事業についてですが、各市町村では是正指導をされているようですが罰則はどのようにされているのか教えていただけませんか。

（事務局）

違反是正については、市町村が主体的に取り組んでいます。違反広告物の是正については、広告主の理解が必要でありますので、条例についての理解を求めて、撤去や是正等に結びつけているものです。

（委員）

京都の場合ですが、資産としての景観を重視することから、罰則の適用や行政代執行をしています。罰則を適用するなど、厳しくやっているからこそ、京都にはほとんど違反広告物がないという状況になっていると思います。広告主等に対しての民主的な協議も大切であると思いますが、新幹線開業により、他県からの来県者が来られるようになるこの機会に、違反に対する強い姿勢の取り組みも必要であると思いますので検討いただきたいと思います。

（事務局）

違反広告物に対する措置としまして、県では平成22年7月の条例改正から勧告公表制度を導入しております。条例に違反した広告物に対する是正指導につきましては、市町村長へ事務委任しておりますが、市町村長から屋外広告物の広告主や設置者に対して、撤去や是正等の勧告を行う規定を設けております。また、勧告に従わない場合には、その広告主等の氏名を公表するケースもあるわけでございます。ただ、財産権等のいろいろな問題もありますので、まずは丁寧に条例等の説明を行い、広告主等の下へ足を運んだうえで是正指導を行うことになるかと思っております。

（委員）

ふるさと眺望景観スタンプラリーについてですが、五福キャンパスの学生の傾向としまして、あまり富山の美しい景観に対して関心をもっていないように感じます。このスタンプラリーの対象者を拝見しますと、小、中学生までとなっているようなので、もう少し対象者の範囲を広げていただきたいと思っております。実際に足を運んだりするのは高校生、大学生も多いのではないかと思います。

ポストカードについてですが、大変美しいポストカードですが、ミシン目を付けるなど、もう少し改良していただければ、なお良かったかなと思っております。

(会 長)

大学生に対しても富山県の景観の価値を周知すべきではないかと思います。他県から来ている学生もいると思いますので、工夫をしていただきたいと思います。ポストカードについては、次回、改定版を作成することがあれば、ご検討いただきたいと思います。

(委 員)

眺望景観を守り育てる県民活動への支援についてですが、散居村の保全と活用シンポジウムにおいて、補助制度が活用されたとありますが、具体的にどのような取組みをしておられる団体にどのような補助をされているのか教えていただけないでしょうか。

(事務局)

制度概要についてですが、県民協働事業に対する補助対象としましては、県民、地域住民等、NPO法人等に対して、ふるさと眺望点及び眺望景観を広報する事業や保全する事業を対象としています。いくつか例示をあげますと、ガイドボランティアの育成や運営、シンポジウムや講演会等の開催経費、刊行物やパンフレット等の作成に要する経費、眺望景観の妨げになるような支障木の伐採等に係る経費を対象としています。具体的な手続についてですが、補助事業につきましては、市町村がその団体等に補助する場合に、その市町村が補助する経費の1/2、全体事業費の1/3を上限として補助するものであり、市町村と共に補助する仕組みになっております。地域住民の方がこういった事業をやりたいというものがあれば、まずは市町村に窓口となっていて、申請していただくという流れになっております。

(会 長)

市町村にその補助制度自体がないといけないことになるのですね。

(事務局)

まちづくりの主体は市町村であることから、市町村を経由して補助をするということで、この補助制度については、昨年度創設いたしました。地域住民の方やNPO等の方々に、地域の景観を守っていききたいというお話がありましたら、県や市町村へご相談いただきたいと思います。なお、1団体等当たり上限額は50万としております。

(会 長)

地域住民等の自己負担はなしでいいのでしょうか。

(事務局)

1/3は県、1/3は市町村、1/3は地域住民等に負担をしていただく仕組みになっております。

(委 員)

地域住民の方などから、具体的な事業についての相談があったときに、補助決定の可否についての判断はどういう風にされるのでしょうか。

(事務局)

まず相談窓口として、県の建築住宅課景観係や市町村の景観担当課にご相談していただきたい

と思います。県と市町村とご要望のあった団体等と相談をしながら、検討していくというスキームとなっております。

(委員)

ふるさと眺望点について2点お願いします。1点目です。スタンプラリーについてですが、プレートが分かりにくい箇所に設置されているものがいくつかありました。おそらく景観を眺望する地点で、一番良い場所に設置されていることが理由であると思います。例えば、氷見漁港の場合、実際に行かれる方には少し分かりにくいかなという印象がありました。いつか、プレートの場所を変えるときがあれば、もっと見やすいところに設置していただければありがたいと思います。ここ全体が眺望点になっているから、眺望点の写真と同じような場所を探してみようかなという考えにもなると思います。

2点目です。ポストカードとパノラマブックについてです。ポストカード作成にあたり、相談を受けたときに、ミシン線を入れるとお金がかかると聞いておりましたので、小さく切り取り線をいれているものです。改定する機会があつて、予算の問題がクリアできるのであれば、ご検討いただきたいと思います。ポストカードについては、当初、眺望点をPRするものとして、多少のお金を払ってでも、多くの県内外の皆さんに知ってもらえるような工夫ができないかなと考えていました。例えば、30地点全てではなく、自然、四季、都市の景観を3つに分けたグループとして作成するなど、たくさんの方に手にとっていただけるような配布、若しくは販売ということも、可能であれば検討していただきたいと思います。

(会長)

眺望点の場所自体が分かりにくいというご意見でしたが、案内誘導のサインを設置することもご検討いただければ良いのかなと思います。

(委員)

土木遺産を見るために旅行をしていますが、土木遺産は都市の景観に近いものがあると思います。土木遺産を見ると、地域のドラマが見えてきます。中高年の中には、土木遺産や景観に興味がある方が多いと思いますので、北陸新幹線開業もあることから、土木遺産や景観に関心の高い中高年を対象にパノラマブック等の内容をバージョンアップすることも検討していただきたいと思います。書きぶり等の変更を検討いただき、地域のドラマが見えるように努力していただきたいと思います。今後、新幹線に乗って富山を旅行してみようという方も増えてくるのではないかと思います。

(事務局)

県の教育委員会では、富山県のまち並み景観や土木遺産を文化財100選として、小冊子にしたものもごございますので、こちらにつきましてもPRしていきたいと思っております。

(委員)

ふるさと眺望景観PR映像についてですが、このようなすばらしいPR映像は関係部署にDV

D等として配布したらどうかと思います。資料には、県政バス等での放映やマスメディア等に放映すること位でありますので、なにか別の切り口での配布を考えているようでしたら、教えていただけないでしょうか。大学で講義をしていますので、ぜひ大学の講義で使用させていただきたいと思っています。

(事務局)

この映像につきましては、DVD化をしております、貸し出しもできると思います。また、高志の国文学館において放映することも予定しております。多用途で活用できるようにしていきたいと考えております。

(委員)

生涯学習、社会教育、公民館の中でも関心は高いので活用させていただきたいと思います。

「北陸新幹線沿線眺望景観基礎調査」について報告

【意見・質問等】

(会長)

調査については、既にとりかかっているのでしょうか。また、新幹線高架に上って調査はしたのですか。

(事務局)

調査業務については既に契約済みであり、委託業者も決定しております。なお、実際に高架に上っての写真撮影は実施しておりませんが、現在、調査の内容や日程について、打ち合わせをしながら進めているところです。

(委員)

関連してですが、新幹線の高架が地域の景観を害している部分もあると思いますので、新幹線高架からみた眺望景観だけでなく、新幹線高架を見る方の視点からの調査についてもご検討いただきたいと思います。

(委員)

調査地点の候補の中で、富山市を除くのは、いかがなものかなと思います。こういった線で結ばれている周りの景観がどのような実態なのかを検討するにあたっては、富山駅も大きな拠点になるわけですので、富山市と共同して調査をされるという方向性が求められるべきではないかなと思います。

(会長)

富山市を調査対象から除いているのは、どのような理由からなのでしょう。

(事務局)

屋外広告物条例の適用ということですので、中核市である富山市は除くということでございま

す。本審議会には、富山市（屋外広告物条例の所管部署）にお越しいただいております。先般の眺望景観の調査につきましても、県と市が連携していくことについて、事前にご相談しております。富山市には本審議会委員の皆様のご意見をお聴きしていただくという趣旨でご参加いただいております。

(委員)

つまり、富山市も調査対象に入る可能性があるかと理解してよろしいでしょうか。もちろん富山市内ですから、富山市が調査されることになるとは思いますが、新幹線沿線の屋外広告物の実態を考えますにあたっては、やはり、一番広告物が多いであろう地区が調査対象から抜けているのは残念な感じがいたします。

(会長)

富山市は中核市であるため、独自に屋外広告物条例を持ち、屋外広告物行政を実施されておられるから、県の姿勢として、富山市にはふれないという理解でよろしいでしょうか。なお、本日は、オブザーバーとして富山市がお越しですから、何かご意見があればお願いします。

(富山市)

県が実施される眺望景観基礎調査については、事前にご相談いただいておりますので、趣旨・目的については十分理解しております。富山市は独自に条例を持っている自治体でございますから、県と連携を取りながら調査に参加する方向で検討しているところです。しかしながら、調査手法については、新幹線の高架の上からの調査もありますが、富山市は、独自に県と連絡調整しながら別途検討していくこととしております。

(会長)

調査結果等については、本審議会でご報告していただくことをお願いしたいと思います。

(委員)

新幹線沿線の眺望景観調査の結果を踏まえ、屋外広告物の禁止区域の設定を今後されるということでしょうか。この調査は新幹線沿線の屋外広告物の禁止区域のゾーニングを行うことを検討するための調査という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

新幹線沿線の屋外広告物の規制のあり方を検討するための調査でございます。

・「最近の景観行政を巡る話題」について報告

【意見・質問等】

(会長)

各地で景観行政が展開しているわけですが、その中で比較的進んだ取り組みを実施している自治体を紹介し、今後の富山県の景観行政のあり方について、委員のご意見を伺いたいという

趣旨からの報告事項でございます。

(委員)

空き家対策についてです。富山県の風景は、歴史的な遺産であると思います。その中には散居村がありますけれども、例えば、散居村の中で、現在、空き家になっているのが300件ほどあることを最近伺いました。いまほど紹介いただきました和歌山の事例は非常に厳しいと思います。和歌山県の場合は、その家の持ち主に責任があるというニュアンスですが、富山県の場合は、大きなアズマダチという建築物、そしてカイニョという美しいお庭や樹木があるわけですが、そういう方面で景観を守っていただきたいなという思いが強くなります。このようなことに対して、現在、県としてはどのように考えているのでしょうか。

(事務局)

県では9月補正で、空き家実態調査という予算を計上いたしました。その予算の中で、空き家の状況などの調査を市町村が主体となって行うものに対して支援をしております。また、併せて、空き家対策のワーキングをつくりました。このワーキングは、県の職員だけではなく、市町村の職員も一緒になって空き家の対策について考えるものでございます。空き家の問題につきましては、伝統的な家屋のアズマダチの利活用に関しましても熱心なワーキングの議論もでございます。さきほど、県民協働事業の中で散居村のシンポジウムに支援したお話を申し上げましたが、そのシンポジウムでは、空き家のアズマダチを活用した市民の方々からの説明もあり、地域の方々と一緒に考えるシンポジウムでございます。そのような活動に支援して、少しでも空き家の利活用について、地域の皆様方の意見をお聞きし、意識啓発を高めていきたいと考えております。

また、国の方では、空き家再生等整備事業という補助事業を持っております。その補助事業を利用しますと、1/2まで空き家の再生にあたっての財源措置がうけられるものでございますので、こういった活用につきましても、現在、市町村へ積極的にアドバイスをして、市町村の方で検討していただいているところでございます。

(委員)

空き家についてですが、建物というのは危険な状況になれば、付近住民の意見での対策というようなケースが多いと思います。ところが建築というものは、朽ちるときの美しさというものがあります。例えば、以前、氷見に漁業倉庫があったのですが、あれがつぶれるときは、大変美しかったです。日本の風景画に出てくるような建物はほとんど潰れかかっているのです。もし、危険がないようであれば放っておくのものひとつの方法かなと思います。個人的な感想ですが、そういう視点もあるのかなと思います。

現在、建築物や広告物の顕彰制度はあると思いますが、ストリートファニチャーに対する顕彰制度はないのでしょうか。ストリートファニチャーは、公的な場面にたくさんあると思うのですが、良いデザインのものについては顕彰してもらえれば良いと思います。

(事務局)

例えば、景観広告とやま賞などでは、民間の物件に対して顕彰制度を設けております。また、さきほども県民協働事業の補助メニューについて、少しお話をしましたが、まちづくりを主体的に実施していきたいと考えておられる地域住民の方に対しての支援制度設けておりますので、周りの方々のお声もお聞きしながら運用していきたいと思っております。

(会長)

景観広告とやま賞を拡張することを考えていただくのも良いかもしれません。ストリートファニチャーだけで新たな顕彰制度を創設することは少し大げさな気がします。朽ち果てる美学という意見については、かなり高尚なご意見です。隣近所が密集していないところで、自然の中に小屋がひとつ朽ちていくというのは、確かに滅びの美学であるとは思いますが。

(委員)

富山県は雪が多い県でありますので、雪対策推進の観点からでは、やはり危ない空き家を放置するのは少し問題があると思っております。景観という観点から、積極的に空き家を活用するのは難しいところがあるのかなと思っております。

石川県の白山眺望景観保全地域の図を拝見しましたが、京都ですとかパリですとか山並みになってまちづくりが形成される場所では、こういった高さ規制が非常に有効であると思っております。一方で富山県では、平地から遠くに立山連峰が見えます。道路沿線から見える景観の観点での他県の事例についての考え方も積極的に取り入れられたら良いのではないのでしょうか。

(委員)

ワーキングのメンバーはどのような立場の方なのでしょうか。

(事務局)

空き家というのは、建築住宅課のみで考えてはいけないと思っております。例えば、地域振興や空き家に住んでいただくという定住の観点がありますので、事務局につきましては、地域振興課と共同で持っております。また、災害の観点から消防課がメンバーとして入っております。また、所管している法律で空き家を管理したり利活用したりする点から、それぞれの課長がメンバーとなっております。市町村の担当者にも地域振興や住宅の観点からメンバーに入っております。

(委員)

散居村の保全ということだけではなくて、景観という観点と富山県の生活と自然の関係から言いますと、里山の保全ということも併せて考えられると思っております。防災の視点や地域振興の視点、まちなかでの空き家の問題や里山での空き家の問題についても、ワーキングで検討していただき、いろいろな立場の方の意見を取り入れながら、総合的な対策をお願いしたいと思います。

(委員)

景観を考えるうえで、視点というものがいくつあるのかなと思ったり、整理したいと思っております。1つ目ですが、さきほど朽ち果てる美というご意見もございましたが、歴史を重視するということ、

つまり、今というものも大事ではありますが、過去からの流れや将来に向っての流れを考えあわせるのもひとつの視点ではないかと思います。2つ目ですが、人が住まいをして時間を経過する中で歴史的な景観という視点があると思います。3つ目ですが、文化的景観という視点もあると思います。

このような視点を併せた総合的な景観構成につきましても、今後の景観づくりの中で活かしていただきたいと思います。富山県では、ふるさと教育を行っており、富山県の歴史等を重視しています。単に富山県の歴史等を教えるだけではなくて、県が取り組んでいる景観づくりを子供たちに意識付けることもふるさと教育を行ううえで大切ではないかと思います。教育委員会の考え方もありますが、生涯学習も含めた教育的な観点からも併せて検討していただきたいと思います。

(委員)

広報についてですが、作成されたパンフレット等が県民の方々に行き届くためにはどうしたらよいかを検討することが大切であると思います。例えば、さきほどのふるさと眺望景観PR映像については、HP等で公開することで普及していただければよいと思います。それから、インターネットやパンフレット以外では、教育も大きな広報になり得ると思います。例えば、パンフレット等を英訳化して、英語のテキストで使用する等方法も考えられますので、検討していただきたいと思います。

屋外広告物については、富山県では条例で広告主を公表する制度を設けています。制度を運用するためには、県民のあとおしも必要であると思いますので、市町村で進んでいる是正事例についても、審議会の中だけでなく、新聞等のマスコミを活用し、県民に対してPRしていく必要もあるのではないかと思います。

景観広告とやま賞についてですが、富山県が設けている賞は、全国的にも進んでいる賞であると思いますが、石川県では商工会関係の賞も設けています。商工会議所や観光協会の賞を設けることで広告主等に対する周知、広報にもつながりますので、そういった視点についても検討していただきたいと思います。

(委員)

地域の魅力を発信するツアーをやっていますので、観光の人達にもこういったものがいきわたる様な場面があるといいなと思います。このような景観のポイント自体が一つの観光物になると思います。

空き家についてですが、散居村の場合ですが、実際に住んでいる人にとっては負担になっている意見がある一方で、よその人は景観を保全することは大切であるというような意見もあり、意識のギャップがあると思います。やはりそうしたギャップを埋めるためにも、双方の対話の場がないと散居村を維持できないと思います。どうして維持できないのかといった課題等を分かち合うことが大切であると思います。

(会 長)

パノラマブックやポストカードを一般の県民が手に入れたい場合はどうすれば良いのでしょうか。

(事務局)

入手したい場合は、県の建築住宅課へお問い合わせいただきたいとアナウンスはしておりますが、ひきつづき県民の皆様に対してPRしたいと思います。また、県の刊行物センターが県民会館の1階にございますので、そちらと調整して、配布の手法等について考えていきたいと思っています。

○閉会挨拶